

「むら」の再生と集落営農 —小規模・兼業農家による集落営 農の意義を考える—

竹 安 栄 子*

危機に瀕している日本農業の担い手として政策的に位置づけられた集落営農に注目が集まってすでに10年余りが経過した。この間、集落営農の構造や集落営農が抱える課題などについては、様々な立場から議論され多くの研究成果が蓄積されてきた。その中には、農業・農村政策に位置づけられているように、集落営農を単なる経営体と捉えることは適切ではなく、集落営農の意義は「むら」の再生の視点から論じられる必要がある、との見解がある。本稿では、まず政策上の集落営農の位置づけを確認し、集落営農の統計的分析に基づいて類型化を試みる。次いでこの類型を分析枠組みとして、兵庫県北播磨地方の集落営農を組織している「むら」の事例を分析し、これによって小規模・兼業農家地域における集落営農の意義を考察することを目的としている。

キーワード：集落営農、農業の担い手、食料・
農業・農村基本法、小規模兼業
農家

はじめに

1999年に制定された「食料・農業・農村基本法」で、危機に瀕している日本農業の担い手として政策的に位置づけられた集落営農に注目が集まってすでに10年余りが経過した。この間、集落営農の構造や集落営農が抱える課題などについては農業経済学や農業経営学、

* 京都女子大学 現代社会学部 教授

農業開発論、あるいは農業政策の立場から盛んに議論され多くの研究が蓄積されてきた。その中には、集落営農を法人組織に移行するまでの過渡的形態と捉える政府の方針は集落営農の実態を正しく捉えていないとの批判的論調も少なくない¹⁾。すなわち集落営農組織は、「むら」²⁾が歴史的に作り上げてきた共同関係に基礎を置く生産組織であるので、単なる経営体と捉えることは適切ではなく、集落営農の意義は「むら」の再生の視点から論じられる必要がある、との見解である。集落営農を経営体への移行形態と捉えるのか、「むら」に根ざす生産組織として生活を含む地域社会と一体で捉えるかは、集落営農の政策的位置づけや社会的評価、さらには集落営農それ自体の目的にも関わる問題である。また、認定農業者になりえない小規模経営者層の農業経営に果たす役割を評価し、農業政策より農村政策として農業構造改革を考えることの必要性は様々な立場から主張されている（例えば、安藤，2005：1-2 蔦谷，2006：30-43 森本，2004：96-100）。本稿は、集落営農の政策上の位置づけを確認し、集落営農の現状を統計的に分析した上で、兵庫県北播磨地方の集落営農を組織している「むら」の事例の検討を通して小規模・兼業農家地域における集落営農の意義を考察することを目的としている。

I 集落営農の展開過程

I-1 集落営農の展開過程

農地改革以後、日本農政の根幹であった自

作農主義³⁾は、経営規模の拡大を推進するため1970年に農地法が改正され、農地利用者を中心に置いた農地耕作者主義へと変化を遂げた（石原，2008：220-223）。しかし1980年代に入っても借地型経営による規模拡大は思うように進まず、一方、総兼業化ともいえる状況が急速に広がる中で、集落等の地縁関係に基礎を置きながら土地利用や営農を実施する集落営農が重視されるようになった。1980年代半ばになって転作が一層強化され、またそれまで農業の主たる担い手であった「昭和一ケタ世代」の高齢化が進展するに伴って⁴⁾、転作地の集積による作業の効率化が急務となり、土地利用の調整組織として集落営農が一層注目されるようになった。日本の水田農業の特徴である零細分散錯圃制のもとでは、農地の合理的利用のために集落営農に基づく合理的な土地利用秩序の形成が重要かつ緊急の課題であった⁵⁾。

しかし国の施策で集落営農が農業の担い手として取り上げられるようになるにはまだしばらく時間を要した。『農業白書』では1989年に集落営農に関する記述が見られるが、見出しに「集落営農」が登場するのは1998年が最初である。そしてこの翌年に日本の農業政策を大きく転換する「食料・農業・農村基本法（以下「新基本法」と略記）」が成立した。

I-2 「食料・農業・農村基本法」と新しい担い手政策

担い手政策ないしは農業構造政策は、1961年に制定された「農業基本法」（「旧基本法」

と略記)においても最重要課題であった。しかし「旧基本法」が育成を目指した個別自立経営を中心とする選択的拡大による農業構造の改革はほとんど進まなかった。1999年に制定された「新基本法」は、農業構造改革という「旧基本法」の課題をそのまま引き継ぎながらその基本的性格において大きく変容している。転換点の一つは、農業者優先の農政から消費者も視野に入れた消費者重視の農政への変質であり、もう1点は「旧基本法」における公共福祉の実現から市場原理の重視へという根本理念の転換である(小池, 2008: 103-105)。同時に「新基本法」では、農業の担い手として「旧基本法」の家族農業経営(個別自立経営)に加えて農業経営の法人化を初めて掲げた。この節では、「新基本法」が意図する農業経営の法人化を実態に照らしてどのように評価できるかを検討するのに先立って、新しい担い手政策を「新基本法」の枠組みに位置づけて考察する。

「新基本法」は農業が果たす役割として、食料の安定供給の確保(第二条)に加えて、多面的機能の発揮(第三条)を掲げ、この役割を果たすためには何よりも農業の持続的な発展が図られなければならないとしている(第四条)。そしてこの持続的な発展を可能にする条件として、①農業資源と農業の担い手の確保、②望ましい農業構造の確立、③農業の自然循環機能の維持増進の3点をあげ(第四条)、さらに農村を農業の持続的な発展の基盤と位置づけ、農村の振興が図られなければならないとしている(第五条)。それでは「新基本

法」で持続的な発展の条件とされている農業の担い手と望ましい農業構造はどのように法定されているのであろうか。「第三節 農業の持続的な発展に関する施策」の中で、望ましい農業構造を、「効率的かつ安定的な農業経営」(第二十一条)とし、続く第二十二条は「専ら農業を営む者等による農業経営の展開」と表題が附されて次のような条文となっている。

「国は、専ら農業を営む者その他経営意欲のある農業者が創意工夫を生かした農業経営を展開できるようにすることが重要であることにかんがみ、経営管理の合理化その他の経営の発展及びその円滑な継承に資する条件を整備し、家族農業経営の活性化を図るとともに、農業経営の法人化を推進するために必要な施策を講ずるものとする。」(第二十二条)

このように、「新基本法」においても「効率的で安定的な農業経営」の主たる担い手は「家族農業経営」と捉えられているが、これに続く第二十五条の「人材の育成及び確保」、第二十六条「女性の参画の促進」、第二十七条「高齢農業者の活動の促進」にみられるように多様な担い手の確保を提起していることがわかる。さらに、第二十八条では「農業生産組織の活動の促進」と題して次のような条文となっている。

「国は、地域の農業における効率的な農業生産の確保に資するため、集落を基礎とした農業者の組織その他の農業生産活動を共同して行う農業者の組織、委託を受けて農作業を

行う組織等の活動の促進に必要な施策を講ずるものとする。」(第二十八条)

以上のように、「新基本法」には新しい担い手のあり方として、①「家族農業経営」の育成を主流としながらも、②新規就農者や女性、高齢者などの多様な担い手の確保、そして③集落を基盤とした多様な農業生産組織の活性化と経営の法人化という3つの方向性が示されている。しかし、とりわけ2007年の「品目横断的経営安定対策」の本格実施によってがぜん関心を集めたのは、農政が主要な担い手とする「家族農業経営」ではなく農業生産組織＝集落営農であった。

2005年に閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」を受けて2007年度より本格実施となった品目横断的経営安定対策では、一定規模以上の認定農業者(個人・法人)(原則、北海道10ha以上、都府県4ha以上)と一定要件をみたす集落営農のみが土地利用型農業の「担い手」と認定され、これら「担い手」だけが政策の支援対象経営体として絞り込まれることになった。2008年度からは品目横断的経営安定対策の骨格はそのままであるが、一定規模以上という要件を事実上なくして水田・畑作経営所得安定対策と名前を変えて実施された。

さらに2010年に決定された「2010年食料・農業・農村基本計画」では、民主党の農業政策を反映して農政の大きな転換が図られた。本稿に関わる転換点としては次の2点を挙げる事が出来る。第1点は、実態として農業

の担い手の大多数を占めている兼業農家や小規模経営が日本農業で果たす役割を一定程度評価し、「兼業農家や小規模経営を含む意欲あるすべての農業者」(農林水産省, 2010: 4)と表記し、担い手の多様性を基本計画の前提に据えたことである。さらに第2点として、『『望ましい農業構造の実現』を目指し、認定農業者や集落営農の育成、…が講じられてきた。これらの施策は、国内農業の体質強化を急ぐあまり、対象を一部の農業者に重点化して集中的に実施する手法を採用していた。』(農林水産省, 2010: 5)と2005年の基本計画を反省し、「大規模効率化を目指す農業者も、規模が小さくても加工や販売に取り組むこと等により特色ある経営を展開する農業者も、それぞれが創意工夫を活かしながら営農を継続・発展させることができるよう、現場の主體的判断を尊重した多様な努力・取り組みを支援する施策を展開していくこととする。また、女性や高齢者の役割が適切に発揮されるよう条件整備を図っていくこととする。」(農林水産省, 2010: 5-6)と、戦後一貫して農政が追求してきた大規模経営だけではなく多様な経営形態のあり方を認めた点にある。

以上のように大きく転換した「2010年食料・農業・農村基本計画」に基づき、2010年度より「戸別所得補償制度」が導入され、施策の支援対象の制限は撤廃された。しかし「新基本法」で示された「効率のかつ安定的な農業経営」(第二十一条)の推進と農業経営の法人化方針はそのままであり、主たる担い手は認定農業者であることに変わりはない。しかる

に認定農業者の数は1995年の1万9000人から2010年には24万9000人（うち法人は1万4千）へと毎年増加しているが（農林水産省，2010）、全国の販売農家に占める認定農業者の割合は約1割に過ぎない（農林水産省経営局経営政策課，2010）。その耕作面積も全農地の約3分の1である。そこで、小規模農家や、兼業農家、高齢者など大多数の認定農業者以外の農業者が参加する集落営農組織に注目が集まることになる。

II 集落営農と地域差

各地で組織化が進んでいる集落営農組織は、「新基本法」に謳われているように「集落を基礎とした農業者の組織」（第二十八条）であるため、その組織形態は基礎となる集落が位置する地域の自然的環境とその環境の中で

形成されてきた農業構造、さらに集落の社会構造に規定されたものとなる。その結果、集落営農は、上で指摘した担い手の多様性の他にも集落の諸条件によって多様な組織形態をとる。本節では集落営農の実態調査結果の検討を通して、農業地域別に集落営農の実態を把握する⁶⁾。

II-1 集落営農数の推移

表II-1に実態調査実施以降の集落営農数の推移を示した。集落営農数は、2010（平成22）年2月1日現在で1万3577であり、地域別に見ると、東北、九州、北陸の3地域で集落営農数が多い。調査開始年の2005年と比べて3,514（34.9%）増加している。農業地域別の推移をみると、北海道で107（△27.0%）減少しているのを除き、全地域で増加している。

表II-1 集落営農数の推移

単位：集落営農数、%

年次	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	増加率 (10/05)	組織率
全国	10063	10481	12095	13062	13436	13577	34.9	9.8
北海	396	357	324	320	289	289	△27.0	3.9
東北	1624	1792	2170	2825	2981	2997	84.5	17.0
北陸	1912	1953	2042	2063	1079	2089	9.3	18.9
関東・東山	463	485	772	863	908	936	102.2	3.8
東海	753	776	823	790	787	790	4.9	6.8
近畿	1585	1606	1600	1704	1767	1771	11.7	16.3
中国	1586	1589	1646	1685	1726	1759	10.9	8.9
四国	193	242	316	336	368	378	95.9	3.4
九州	1545	1675	2396	2470	2525	2562	65.8	10.4

資料：農林水産省『集落営農実態調査報告』、『農林業センサス』

備考：組織率は2010年集落営農数/集落数である。

しかし増加の割合は地域によって大きく異なる。東北で1,373と最も増加しており、次いで九州が1,017、関東・東山が473増加している。増加率でみると、もっとも増加率が高いのは関東・東山の102.2%、次に四国が95.9%、東北が84.5%増加した。これに対して、東海(4.9%)、北陸(9.3%)は増加率が低い。集落営農数でみると、東北、北陸、九州の3農業地域で集落営農総数の半分以上を占めている。2005年までは生産組織への参加率が高い(田代, 2006: 247-248)とされていた近畿と中国は、その後集落営農数が伸び悩み、2010年には東北や九州と大きく差が開くこととなった。

以上の推移を経て集落営農の2010年の組織率は全国平均で9.8%であった。地域別に見ると東北(17.0%)、北陸(18.9%)、近畿(16.3%)が高く、北海道(3.9%)、四国(3.4%)が著

しく低い。また九州がこの5年間の集落営農の増加によってその組織率も上がりつつある(10.4%)。

II-2 集落営農の地域差

集落営農の組織率や増加率に地域差があることを示したが、次に集落営農の組織構造の地域差を、組織形態(法人か任意団体か)、集落営農の担い手、活動内容の3点について分析する。

(1) 組織形態

「新基本法」では農業経営組織の法人化の促進を政策方針として掲げているが、集落営農の法人化は現実にはどの程度進んでいるのであろうか。表II-2に示したように、法人化した集落営農数の割合は年々増加しているものの2010年で全体の15%に過ぎない。ただ法人化率には明らかに地域差が認められる。す

表II-2 法人数の推移(2010年)

単位: 法人数(%)

年次	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年
全国	646(6.4)	842(8.0)	1233(10.2)	1596(12.2)	1802(13.4)	2038(15.0)
北海道	26(6.6)	26(7.3)	26(8.0)	29(9.1)	33(11.2)	31(10.7)
東北	98(6.0)	117(6.5)	170(7.8)	244(8.6)	271(9.1)	307(10.2)
北陸	201(10.5)	261(13.4)	384(18.8)	517(25.1)	563(27.1)	600(28.7)
関東・東山	33(7.1)	54(11.1)	77(10.0)	99(11.5)	108(11.9)	137(14.6)
東海	44(5.8)	65(8.4)	77(9.4)	85(10.8)	88(9.7)	96(12.2)
近畿	29(1.8)	40(2.5)	53(3.3)	73(4.3)	94(5.3)	119(6.7)
中国	159(10.0)	190(12.0)	237(14.4)	299(17.4)	366(21.2)	421(23.9)
四国	7(3.6)	13(5.4)	37(11.7)	48(14.3)	53(14.4)	61(16.1)
九州	49(3.2)	76(4.5)	172(7.2)	202(8.2)	226(9.0)	266(10.4)

資料: 農林水産省『平成22年 集落営農実態調査報告』

なわち、北陸と中国は2005年時点ですでに法人化率が10%を超えており、2010年には北陸が28.7%、中国は23.9%と他地域に比較して一段と高い割合となっている。法人数も同様にこの2地域が抜きん出て多く、北陸（600法人）と中国（421法人）の合計で全国の法人数の5割以上を占めている。一方、近畿地方は法人化割合がもっとも低く、2010年によやうく5%を超えたものの未だ6.7%に過ぎない。

(2) 集落営農の担い手

地域差がより際立つ項目は表Ⅱ-3に示した集落営農の担い手である。「新基本法」の「専ら農業を営む者」である認定農業者がいる集落営農の比率は、全国平均では64.3%であり、半数以上の集落営農が認定農業者を擁している（表Ⅱ-3参照）。「集落営農に認定農業者がいる」割合が高い地域は、北海道（96.9%）、東北（88.5%）、関東・東山（79.1%）、九州

（85.1%）である⁷⁾。一方、近畿（32.2%）と中国（36.7%）は全国平均を大きく下回って著しく低い割合となっている。

次の「主たる従事者」であるが、認定農業者のいる集落営農の割合が低かった近畿（36.3%）と中国（41.6%）で、「主たる従事者0人」の集落営農の比率が高くなっている。「主たる従事者」が0人の集落営農は、同時に認定農業者もいない集落営農を意味している。すなわち近畿の集落営農の特徴は、法人化率が低く、認定農業者や「主たる従事者」もいない集落営農が全国でもっとも高い割合を占めているということである。次節で取り上げる北播磨地域の集落営農のように、「専ら農業を営む者」がいない集落がなんとか農業経営を継続していきたいと考えて組織した集落営農が多い結果といえよう⁸⁾。ただ「専ら農業を営む者」がいないということは、「新基本法」

表Ⅱ-3 認定農業者と主たる従事者（2010年）

単位：%

全国農業地域	認定農業者がいる集落営農	主たる従事者数別割合					
		0人	1人	2人	3人	4人	5人以上
全国	64.3	21.3	23.0	10.9	10.8	5.7	28.3
北海道	96.9	16.3	17.3	1.0	7.6	6.6	51.2
東北	88.5	12.2	15.1	16.7	16.9	7.7	31.4
北陸	47.4	18.5	40.0	10.6	7.8	4.1	19.1
関東・東山	79.1	9.3	20.8	8.5	8.7	5.4	47.2
東海	50.8	21.4	13.0	11.1	8.1	11.1	35.2
近畿	32.2	36.3	24.3	6.8	8.4	3.2	21.0
中国	36.7	41.6	14.4	6.2	8.6	4.7	24.6
四国	69.0	18.5	19.3	10.3	13.0	9.0	29.9
九州	85.1	15.3	28.4	12.5	11.0	5.2	27.7

資料：農林水産省「平成22年 集落営農実態調査報告」

が望ましい担い手のもう一つの要件と考える「創意工夫を生かした農業経営」(第二十二条)をしていないということの意味しない。この点についてはⅣ節で事例を示して述べることにする。

(3) 活動内容

表Ⅱ-4に集落営農の活動内容を掲げた。「農産物等の生産・販売」に取り組む集落営農の割合は地域によってははっきりと2分されている。取り組み割合の高い地域は北海道を除く東日本の各地域、東北(75.3%)、北陸(79.6%)、関東・東山(77.1%)と九州(65.8%)である。他方、取り組み割合が低い地域は、九州を除く西日本の3つの地域、近畿(53.9%)、中国(47.2%)、四国(45.5%)と、さらに北海道(25.6%)が著しく低い。

「機械の共同所有・共同利用」は全国平均が79.8%であり、各地域別に見ても高い割合

で取り組まれていることがわかる。「防除・収穫等の農作業受託」は全国の約5割の集落営農が取り組んでいる。地域別には北海道(39.1%)と北陸(39.6%)がやや低く、東海と西日本の全ての地域でやや高くなっている。「農家の出役により共同で農作業」に従事している集落営農の割合が高いのは北海道(52.2%)、北陸(62.4%)であり、四国(25.4%)がもっとも低い割合となっている。「集落内の土地利用調整」は全国の6割以上の集落営農で取り組まれているが、北海道(13.8%)と中国(42.0%)、四国(30.7%)の3地域が低い。すなわち、機械の共同使用・利用と集落内の土地利用調整による団地化が現在の集落営農の主要な機能といえる。その一方で、「集落内の農地を一括管理・運営している」集落営農は全国平均で3割に満たない。集落営農組織を地域経営システムと捉え「地域を支える集

表Ⅱ-4 活動内容：複数回答(2010年)

単位：%

全国農業地域	農産物等の生産・販売	農産物等の生産・販売以外の活動				集落内の農地を一括管理・運営している
		機械の共同所有・共同利用	防除・収穫等の農作業受託	農家の出役により共同で農作業	集落内の土地利用調整	
全国	64.2	79.8	49.9	45.1	63.2	27.6
北海道	25.6	91.0	39.1	52.2	13.8	19.7
東北	75.3	70.1	46.2	49.0	72.4	28.1
北陸	79.6	86.5	39.6	62.4	72.2	35.3
関東・東山	77.1	84.9	44.7	41.7	65.6	32.1
東海	45.7	65.2	56.3	39.2	77.7	28.9
近畿	53.9	80.9	57.4	46.9	70.1	23.7
中国	47.2	88.4	55.5	41.0	42.0	27.6
四国	45.5	73.5	56.1	25.4	30.7	14.8
九州	65.8	81.3	53.7	33.1	61.2	24.4

資料：農林水産省『平成22年 集落営農実態調査報告書』

落営農」の組織化を支援する楠本雅弘は、農地を地域の共同財産（社会的共通資本）と位置づけ、多様な住民が参加するシステムこそ集落営農の本質であり、それ故にこそ集落営農は「むら」の再生に有効に機能すると説いている。その楠本によると「集落内の農地を一括管理・運営」することは集落営農の本質的な機能であるのだが（楠本，2006：はじめに2 楠本，2010：第1章3）、これを果たす集落営農が3割弱ということは、まだ集落営農の機能上の展開は未成熟な段階にあるという見方も出来るであろう。近畿地域の集落営農の活動傾向をこの表から読み取ると、集落内の土地利用調整は7割が行っているが、それ以外には機械の共同所有・共同利用を主要活動として組織されている集落営農が多数を占めていると理解される。

以上、『集落営農実態調査報告書』に基づき、集落営農の現状をその地域差に着目して分析してきた。その結果、とりわけ近畿地域では基幹的農業者を欠く集落で、農業機械の共同所有・共同利用を目的として組織されている集落営農が多数を占めていることが明らかとなった。これらの集落営農では、法人化が遅々として進んでいないことから分かるように、「新基本法」が目指す経営体としての方向性を必ずしも志向しているとは限らない。では近畿地域に多くみられる小規模・兼業農家によって組織された営農組合がどのような機能を果たしているのでしょうか。この点を検討するための分析枠組みとして次節では集落営農の類型を検討する。

Ⅲ 集落営農の類型化

集落営農の地域差に着目して集落営農の類型化が試みられている。その中でよく知られているものの一つに、楠本による北陸平野型、中国山地型、東北型⁹⁾がある（楠本，2006：16-18）。また田代は、安藤の東日本の「少数の有志の担い手による営農組合」と西日本の「集落ぐるみ型」の区分と同一の認識に立って、東日本なかんずく東北地方によくみられる少数の自家あつぎ層による「ワンマンファーム連合」と、富山から中国地方に共通する「地域（集落）ぐるみ組織」の二つの類型を設定している（田代，2006a：253-258）。これらは実態としての集落営農の特徴に着目して設定された類型であるが、この2類型について田代自身が「生産組織や集落営農には明らかに地域差がある。そして地域差として析出された類型は、その他の地域にも散見されるので、その意味では地域差を超える類型差とみることができる。」（田代，2006：253）と述べて、この類型を理想型として用いることを提案している。確かに前節で示したように、統計的に捉えると集落営農には明確な地域差が存在している。それらの差異のいくつかは地域の歴史的・経済的・社会的要因に規定されて現出したと理解されるが、これらはあくまでも地域的傾向であって、傾向に一致しない事例も当然存在している。そういう意味では金沢の「地域特性とか地域の個性の意義を多くの人々は重視するようになったといわれるが私は疑わしいと思う。日本農業の現実をみればどこでも、地域性はその意義を希薄化

している。」(金沢, 2004: 7) との見解は妥当性を持つといえよう。

楠本や田代の実態から折出す類型化の試みとは異なり、筆者は集落営農で行う共同の生産活動内容から類型化を試みている(竹安, 2010: 25-26)。類型化の基軸には小林恒夫が指摘する集落営農(小林は「営農集団」という語を用いる)の3つの協働生産活動(①栽培(技術)協定、②共同利用、③共同労働)の共同化の有無を用いた(小林, 2005: 8-11)。すなわち、小林の指摘にしたがって集落営農の協働内容を整理すると以下ようになる。

- ①栽培(技術)協定: 水稲作についていえば、複数農家が同一水系内の品種、栽培時期および水管理を統一して作物別団地の形成を行なうことであり、これによって水稲の単収の増加と機械利用効率の上昇を図るものである。
- ②共同利用: 労働手段(農業用機械や施設)の集団的利用である。小林はこの点について、機械や施設の大規模化が進むのに対して、農業経営の規模の零細性がそれに対応しきれないところに労働手段の共同利用の形成要因を求めることが出来る、と指摘している。さらに共同利用にも、構成員の出役による協業(共同作業)を伴う場合と、農家間協業を伴わない「持ち回り共同利用」の形態を区別している。
- ③共同労働: 複数農家による労働力利用における集団的対応である。これは「ゆい」のような個々の農家間での伝統的な家族協業

とは異なり、複数の農家間での協業であるという点に特徴がある。

以上の集落営農の協働内容より、集落営農の類型として理論的には、類型Ⅰ: ①~③の3つの共同の全てを実施、類型Ⅱ: ①と②の共同、類型Ⅲ: ②と③の共同、類型Ⅳ: ①と③の共同、類型Ⅴ: ①の共同のみ、類型Ⅵ: ②の共同のみ、類型Ⅶ: ③の共同のみ、の6類型を設定することが可能である。しかし、前節で見たように、農業機械の共同利用は全国の約8割の集落営農で実施されているという実態を考えると、農業用機械の共同利用を伴わない集落営農(類型Ⅳ、類型Ⅴ、類型Ⅶ)を類型化するのは実際の意味を余り持たない。また、共同労働が可能になるには何らかの栽培協定の実施が前提となるので、類型Ⅲも現実には想定しがたい。さらに農業用機械の共同利用には、協業を伴う場合(すなわち③共同労働を伴う類型Ⅰ)と、協業を伴わない類型Ⅱがあり、後者はさらに「農家による持ち回り利用」と「共有機械の操作を農家が集団的に特定個人(オペレーター)に委託する」場合の2類型に細分される。以上の点を考慮に入れ、実態に即して集落営農類型を再設定すると以下の5類型になる。

類型Ⅰ: ①栽培協定、②農業用機械や設備の共同利用、③共同労働の3点を実行する形態。

類型Ⅱ-a: ①何らかの栽培協定が取り結ばれているが、②農業用機械は「農家による持ち回り」で利用され、③の労働力の共同

は行なわれていない形態。

類型Ⅱ－b：①何らかの栽培協定が結び結ばれているが、②共有の農業用機械は「操作を農家が集団的に特定個人（オペレーター）に委託する」形で利用され、③の労働力の共同は行なわれていない形態。

類型Ⅲ－a：②農業用機械や施設を共有し、共有する農業用機械を「農家による持ち回り」で利用する以外他の共同（①栽培協定と③共同労働）は行なわれていない形態。

類型Ⅲ－b：②農業機械や施設を共有し、共有する農業用機械の「操作を農家が集団的に特定個人（オペレーター）に委託する」だけで他の共同（①栽培協定と③共同労働）は行なわれていない形態。

集落営農の類型化の目的の一つは、実態分析のツールとしての意味もあるが、もう一つ重要な機能として、森本が提起するように集落営農を組織しようとする地域住民が、どのような形態の集落営農が自分たちの地域に適合的であるかを考える際の指針ないしは目標を与えるという意味がある。森本は、この視点から次の5つのタイプを提案している（森本，2004：81－82）。

①共同利用個人作業型：営農組合等で共同

機械を保有し、その機械を個人が借りて作業する方式。

②共同利用共同作業型：営農組合等で共同機械を保有し、組合員が交代制や輪番制で作業を請け負う方式。

③共同利用オペレーター型：営農組合等で共同機械を保有し、営農組合の特定の人（オペレーター）が作業を請け負う方式。

④集落一農場型：集落の圃場を一つの農場と見なし、営農組合が生産・販売を一元的に行う方式。機械作業は交代制や輪番制で行われることがある。

⑤中核農家規模拡大型：営農組合が集落内の農地の利用調整を行い、集落内外の中核農家に農地の利用権を集める方式。

森本の類型と竹安の類型を比較すると、森本は①～③の類型では栽培協定を要素に入れていない点で竹安の類型と異なるが、「共同利用個人作業型」は類型Ⅱ－aに、「共同利用オペレーター型」は類型Ⅱ－bに、「集落一農場型」は類型Ⅰに対応するといえよう。また「共同利用共同作業型」は類型Ⅰの栽培協定の要素を除いた形態であり、「中核農家規模拡大型」は竹安の類型では考慮されていない形態である。本稿で分析対象とする北播磨地域の集落営農の事例には「中核農家規模拡大型」に当てはまる実態がないため、名称に分かりにくさが残るものの、類型設定の要素が明確である竹安の類型を用いて次節で分析を行うことにする。

IV 小規模・兼業地域における集落営農の評価と課題

この節で取り上げるのは酒造好適米山田錦の全国最大の生産地である北播磨地域の集落営農である。兵庫県の2010年集落営農組織率は19.9%と全国平均(9.9%)を上回っている(『2010年集落営農実態調査報告書』)。中でも北播磨地域は34%¹⁰⁾と県内でもっとも集落営農の組織率が高い地域である。この地域が山田錦の生産地であり、水稻の栽培品種の統一が容易であることが集落営農の組織化にプラスの影響を与えていると思われる。以下では2007、2008年に調査¹¹⁾を実施した殿畑地区と大島地区の集落営農の分析により、集落営農の運営形態の差異が地域の営農と地域社会にどのような影響を与えるかについて検証する。

IV-1 殿畑地区(殿畑営農組合)

殿畑営農組合は、1996(平成11)年に「経営規模に応じた資本装備により農機具費の大幅なコスト削減と農作業の効率化を進め、集落の農地と農家を永続的に維持発展させ、地域の輪と創意工夫による損をしない農業」(殿畑営農組合、1996)の実現を目指して任意組合として結成された。すなわち、殿畑地区における営農組合設立の目的の第1は農業経営のコスト削減と農作業の効率化であるが、地域農業の継続目的は地域社会の存続と地域社会の環境の保全であった。結成当初は25戸の農家でスタートしたが、現在加入農家数30戸で集落の山田錦を耕作する全農家によって組織されている。水稻作と転作田の耕作の全て

を受託し、作業受託面積は一部の集落外所有者分を除く殿畑地区の全耕地23.17ヘクタールである(殿畑営農組合、2007)。次に殿畑営農組合の実態を、①栽培協定、②共同利用、③共同労働の3点に即して整理する。

①殿畑営農組合では、転作田だけでなく水稻作も合わせて一元的に経営している。すなわち山田錦の栽培技術の継承という「栽培技術の共同」が営農組合設立の目的の一つとなっている。2006年作で山田錦15.8ha、飯米(キヌヒカリ)は2.2haを作付けした。2009年からは山田錦の直播栽培にも取り組んでいる。転作田については地区内の耕地を8団地に分割し、2団地ずつブロックローテーション形式で黒大豆を栽培し販売している。

②殿畑営農組合では、組合発足時に個人所有の農業用機械はその一部を組合が買い上げた以外全て処分し、現在、農家が所有する農機具は、畦の草刈り機程度である。かつての農機具小屋はガレージなどに改装され、農家の住宅の様相も一変している。施設としては、ライスセンターを営農組合で装備し、播種から初調整、袋詰め、運搬まで一貫して機械化を図り、高齢者でも作業に従事することが可能なようにしている。また黒大豆部門の機械化も進め、さらに2009年には直播用農業機械も導入し、一層の農作業の省力化に努めている。

③殿畑営農組合では、発足当初より農業用機械の共同利用だけでなく農作業の協働

を原則としてきた。これは少数のオペレーターに農作業を委託することによって、土地持ち非農家を作り出す危険性を回避し、組合農家が集落の営農に関心を持ち、共同して集落運営に携わることを目的としたからである。水稲作の荒起こしから刈り取り、黒豆の播種から販売に至るまで全ての作業に、組合農家がそれぞれの委託面積に応じた日数の労働力を提供する。また殿畑営農組合の共同労働の特徴は、年齢、性別、作業内容に関係なく出役者の労賃が均一である点である。これは世代や性別を超克し、全ての組合員が自らの能力に応じて貢献するとの理念からである。

以上のように、殿畑営農組合では、①栽培(技術)協定、②農業機械・施設の共同利用、③共同労働の3つの共同が実現されているので類型Ⅰに分類できる。すなわち楠本の「集落内の農地の一括管理・運営は集落営農の本質的機能である」(楠本, 2006: はじめに 2 楠

本, 2010: 第1章3) という立場に立てば、殿畑営農組合の組織構造は集落営農の本質的機能を体現する形態であるといえよう。

Ⅳ-2 大島地区(大南営農組合)

大島地区では地区内の構造改善事業の終了に伴い、2006年に隣の南畑地区と合同で大南営農組合が結成された。2008年現在、大島地区の営農組合加入率は全農家の43.2% (38戸) である。受託農作業は水稲作についてだけであり、転作田は個人で管理されている。

- ①大島地区の農家が所属する大南営農組合では、栽培協定は結ばれていない。
- ②田植え機、コンバインを組合で共同所有するが乾燥機は装備していない。4名の組合員がオペレーターとして共同保有の大型農機具の操作に従事し、他の組合員が操作することはない。ただ表Ⅳ-1に示すように、組合加入農家でも相当割合の農家が農業機械を個人で所有し、それを用いて自分で農作業を行なっている。

表Ⅳ-1 営農組合加入・非加入別農業用機械の所有率(大島地区)

(1) 耕運機						単位: %, 戸
	歩行型	15馬力未満	15~30馬力未満	30馬力以上	その他	農家数
組合加入	6.3	25.0	50.0	12.5	6.2	38
組合非加入	-	4.5	77.3	-	18.2	22

(2) その他の農業用機械				
	田植え機	コンバイン	乾燥機	農家数
組合加入	50.0	68.8	81.3	38
組合非加入	81.8	86.4	77.3	22

備考: 無回答の6戸(組合加入農家3戸、組合非加入農家3戸)を除いて集計した。

このため農機具コストと労働力の削減は十分に図られているとはいえない。

- ③組合が受託した農作業は、委託農家ごとに行なわれる。委託農家は自分の耕地の作業の補助（例えば、田植え時の苗の搬入や稲刈り後の籾をライスセンターまで運搬するなど）に出る必要はあるが、他の農家と共同して農作業に従事することはない。個別に作業が実施されるため、大型機械を使用しながらも十分な作業効率は期待されない。

このように、大島地区の農家が加入する大南営農組合では、農業機械を共有し、その操作は農家が集団的に特定個人（オペレーター）に委託するだけで他の共同は行なわれていない。したがって、類型Ⅲ－bに当てはまるといえる。農業機械の共同保有による経営の効率化と高齢化による担い手確保のために設立された大南営農組合であるが、集落内の加入率が5割を切っていることに示されているように、集落内の意思統一が十分に図られているとは言い難い。このため設立当初の目的であった経営コストの削減と作業労力の省力化も現段階では十分達成されているとはいえない状況である。

このように異なる組織形態の集落営農の組織が住民によってどのように評価されているか、また集落の農業経営にどのような影響を与えているかを調査結果に基づいて次項で分析する。

Ⅳ－3 営農組合の評価

次頁に掲げた表Ⅳ－2は営農組合の評価についての回答である。まず営農組合に対する積極的な評価は殿畑地区の方が高い。殿畑営農組合では稲作も転作田の経営も一元的に管理しているが、この成果が「耕作しない田がなくなった」との高い評価を生み出していると考えられる。また両地区で大きく異なるのは、共同労働を原則とする殿畑地区では「集落の人との交流が増えた」「農業について情報交換ができるようになった」「集落の結束が強まった」を挙げる回答者の割合が男女共に大島地区より著しく高い点である。この結果は楠本が主張する「持続的地域社会の基礎を支える元気な農業」を再生するシステムとして、殿畑営農組合が機能していることを示している。またほぼ全ての農業用機械と施設の共同を実現している殿畑地区では「農機具購入の費用を考えなくてよくなった」を挙げる男性の割合も大島地区男性より高くなっている。殿畑地区では水稲作だけでなく転作物の黒大豆の作業にも出役することが求められるが、それでも「農作業が楽になった」との回答が男女共に高くなっている。特に女性の回答が大島地区の女性の2倍近い。大島地区は農作業の共同化を行っていないことが、農作業の省力化を挙げる回答割合が少ないことの原因と考えられる。

Ⅳ－4 今後の農業経営と継承問題について

表Ⅳ－2の選択肢の中の「営農組合がなかったら農業を止めていた」を選択した回答

表Ⅳ-2 営農組合になってよかった点（複数回答）

単位：％

	殿 畑		大 島	
	男性	女性	男性	女性
農作業が楽になった	65.6	76.7	52.0	42.9
農機具購入の費用を考えなくてよかった	84.4	55.8	56.0	38.1
子供に農作業の手伝いをさせなくてよかった	21.9	14.0	4.0	9.5
集落内の山田錦の質に差がなくなった	6.3	11.6	-	4.8
収穫量が増えた	0.0	4.7	-	9.5
耕作しない田がなくなった	34.4	25.6	8.0	-
集落の人との交流が増えた	68.8	65.1	24.0	23.8
農業について情報交換ができるようになった	56.3	37.2	20.0	4.8
集落の結束が強まった	40.6	37.2	-	4.8
集落の自然環境が守れた	25.0	20.9	12.0	19.0
営農組合がなかったら農業を止めていた	21.9	18.6	4.0	4.8
特になし	0.0	4.7	20.0	28.6
その他	9.4	11.7	8.0	4.8

者の割合は、殿畑地区で男性21.9%、女性18.6%あり、このことより殿畑営農組合が地区内の農家の離農を押し留めるための一定役

割を果たしたといえよう。表Ⅳ-3に示した今後の農業経営の予定では、「経営拡大」との回答が大島地区の男性に10%あった。割合と

表Ⅳ-3 今後の農地の予定・希望

単位：％

	殿 畑		大 島	
	男性	女性	男性	女性
現状維持	59.4	39.5	66.7	63.6
経営を拡大する	3.1	2.3	10.4	2.3
経営を縮小する	3.1	4.7	6.3	-
農作業の全面委託	12.5	2.3	4.2	-
農地を売却する	-	4.7	-	2.3
家族の判断に任せる	12.5	41.9	8.3	29.5
その他	6.3	4.6	4.2	2.3
無回答	3.1	-	-	-
合計	100.0	100.0	100.0	100.0

しては僅かであるが、大島地区には農業を経営と捉えて積極的に展開しようとの意向を持つ農家が存在しているといえる。一方殿畑地区では、「家族/組合の判断に任せる」との回答が特に女性に高い。「農作業の全面委託」との回答も殿畑地区では高く、営農組合への信頼の高さが依存に転じ、営農に対する主体的取り組みの弱さを伺うことが出来る。このように、殿畑地区では営農組合への満足度の高さが伺えるが、その一方で現状以上に農業

を拡大する意欲に欠けるという側面も伺える。

後継者の状況については、表Ⅳ-4に示すように、大島地区では「すでに継いでいる」との回答が30.4%と殿畑地区の半分以下であり、「継ぐと期待」が24.5%であるが、「誰も継がない」との回答が大島地区では24.4%と殿畑地区の3倍以上になっている。表Ⅳ-5の若い世代への農業継承について、「米価の上昇」の回答が最も高かったことは両地区とも代わりはないが、「機械化の進展」をあげた人が、大島の女性にもっとも多かったのは、まだ機械化が十分に進んでいないことへの不満の表れであろうか。ここで注目されるのは、「農業の意義」と「物を作る喜び」という農業のプラスの側面を挙げる回答割合が、殿畑では大島の2倍近くに上っている。これは殿畑営農組合が設立の理念に「集落と農家の永続と発展」を掲げ、効率化の追求以外に農業の多様な機能の保全を認識して営農組合活動が実践されていることと無関係ではないと思われる。

表Ⅳ-4 農業の継承予定 単位：%

	殿畑	大島
すでに継いでいる	62.0	30.4
継ぐと期待	15.8	24.5
誰かが継いでくれる	1.4	10.5
誰も継がない	7.2	24.4
その他	10.1	9.3
無回答	2.9	1.2
合計	100.0	100.0

表Ⅳ-5 若い世代が農業を受け継ぐようになるにはどうすればよいか（複数回答） 単位：%

	殿畑		大島	
	男性	女性	男性	女性
米価が上昇し、儲かる農業になる	53.1	37.2	58.3	47.7
機械化が進み、農作業が楽になる	18.8	23.3	22.9	40.9
親が山田錦の生産に誇りをもつ	9.4	14.0	8.3	9.1
農業の大切さや意義を伝えていく	43.8	27.9	27.1	20.5
耕地の資産価値を子どもに理解させる	15.6	9.3	8.3	4.5
物を作る喜びを伝える	34.4	30.2	16.7	22.7
先祖の財産を受け継ぐ大切さを教える	37.5	23.3	18.8	31.8
その他	25.0	37.2	18.8	18.2

V むすびにかえて——今後の課題——

以上の分析より、集落営農の形態によって集落および集落の住民に果たす役割に差異があることが明らかになった。すなわち「集落一農場型」である類型Ⅰに妥当する殿畑集落営農組合では、組合設立の直接的目的である集落の農業コストの軽減と労力の削減が達成され、さらに個々の農家では装備が不可能な大型機械の導入も実現し、集落の農業経営の活性化が実現されていることが明らかとなった。また殿畑地区では営農組合の共同作業を通して集落内の社会関係の再生を図り、「むら」づくりについても一定の成果を挙げている。一方、「オペレーター型」に妥当する類型Ⅲ-bの大島地区の集落営農では、機械装備のコスト削減が不十分であり労力の軽減も限定的であった。殿畑営農組合には基幹的農業者は1名も存在せず、小規模経営の第2種兼業農家だけで組織された組合である。また調査結果によると法人化に対して組合員の意向は必ずしも積極的ではない¹²⁾。すなわち殿畑集落の住民にとって組合設立の意義は、経営体としての営農組合組織というより、「むら」の存続のための有効な方策と理解されているといえよう。

殿畑営農組合の分析によって類型Ⅰ（「集落一農場型」）の集落営農が「むら」づくりに果たす積極的機能が明らかとなると同時に課題も浮かび上がってきた。本稿を締め括るに当たって、集落営農の課題を指摘してまとめに代えたい。

殿畑営農組合の分析で明らかとなった課題

の一つは農業と女性の関係である。森本秀樹は、地域社会で新たに集落営農の組織化を検討する場合、準備段階から夫婦での参加が重要であり、常に農業や家事、育児に苦勞を強いられている女性の意見が大切であると述べている（森本、2003：58-59、69-70）。また楠本雅弘も、集落営農組織の発展過程に女性の参加を位置づけ、集落に居住する多様な人材の参加が重要であると述べている（楠本、2010：66、72-73）。しかしながら殿畑営農組合の事例では、集落営農の設立が女性の農業離れを促進する結果となった。殿畑営農組合では、農作業は各農家に割り当てられた日数分を1戸に1人が出役することになっている。このため水稲作の作業はほとんど男性が出役し、女性は出役したとしても補助的な役割を果たすに留まっている。この結果、大島地区と比較して殿畑地区の女性の農業への関心が非常に希薄になっている。すなわち、殿畑地区の女性は表V-1の自家の田の生育状況に関心が「あまりない」と「全くない」を合わせると41.8%、表V-2の自家の田の見回りに「めったに行かない」と「行ったことがない」を合計すると約半数近くになっている。このように殿畑地区では営農組合設立後は女性が農業（特に稲作）から離れていくという状況が生じている。機械化による農作業の省力化が進み、かつてのような土にはいつくばっての農作業は皆無となった現在、農業は女性も主力となって活躍できる生産の場となったにもかかわらず、営農組合の存在が女性の農業離れを促進するという現実、将来

表V-1 家の田の生育状態への関心
(回答は女性のみ)

	殿畑	大島
かなりある	25.6	13.6
ある	32.6	54.5
あまりない	20.9	27.3
全くない	20.9	4.5
合計	100.0	100.0

の農業の展開にとってマイナスの影響を与えると考える。殿畑地区でも今後、人口減少が進むことは必至であり、集落営農の継続のためにも女性の力が活かされる仕組みを構築することが重要であろう。

課題の第2点は個々の農家の営農組合への依存を生み出し、農家の主体的生産態度の低下を生じている点である。殿畑地区ではすでに示したように営農組合に対する組合員の信頼度は高い。しかしそのため農業経営に関する意思決定を組合に頼り、結果として経営への意欲の低下が生じている。これに対して大島地区では営農組合への信頼度は殿畑地区より低い、農業経営への積極的意向をもつ農家も存在していた。というより、農業生産に対して意欲の高い個別生産者は、集落営農より個別経営を志向する傾向が高かった。集落営農の共同性を高めつつ、同時に個々の農家の主体的態度をどのように涵養していくかが今後の課題となるといえよう。

〔注〕

- 1) 代表的な論者としては、後に取り上げる田代洋一や楠本雅弘などがいる。
- 2) 理念的には鈴木榮太郎の「自然村」であり、

表V-2 田んぼの見回り
(回答は女性のみ)

	殿畑	大島
農作業のときだけ行く	16.3	52.2
農作業以外にも見に行く	37.2	22.7
めったに行かない	30.2	20.5
行ったことがない	16.3	4.5
合計	100.0	100.0

歴史的には藩政期に形成された村である。今日、実態的には大字や部落、区として、統計的には農業集落と認識される地域社会を指す。鈴木という「行政村」と区別するため「むら」と表記される。

- 3) この点について田代洋一は、農地法の基本原則はあくまで「自作農主義」であったが、農業基本法は立場を異にしていたと指摘する。すなわち、田代は「農業基本法は自立経営の育成を主たる経路と考えていた受け止め方は必ずしも正確ではない。」として、農業基本法の立案者は個別自立経営の育成と協業を少なくとも同列に据えていた、と述べている(田代, 2006b: 25)。
- 4) この間の状況を高橋正郎は「抜け殻状の農業経営」と呼んでいる(高橋1987: 19-25)。
- 5) この時期の農政の展開については、暉峻(2003: 第7章)を参照。
- 6) 集落営農に関する統計的調査としては、農林業センサスが農家の生産組織への参加状況などを1969年から調査していたが、集落営農に関する独自の実態調査が始まったのは2005(平成17)年からである。ここでは2005(平成17)年以降、毎年実施されている『集落営農実態調査報告書』(農林水産省)を用いている。
- 7) 集落営農と認定農業者の関係については、例えば神山(2009)を参照。
- 8) 言うまでもなく担い手の脆弱化は近畿地域に

限ったことではなく全国的に深く進行している
のであって、これは地域的な傾向を示している
に過ぎない。さらに言えば、藤谷が指摘するよ
うに「効率的で安定的な農業経営」の担い手の
育成手法が確立されていない点に政策上の問題
があるといえよう（藤谷，2008：126-128）。

- 9) 楠本はこの三類型を次のように規定する。
「北陸平野型」は、兼業機会に恵まれている地
域で、専業的戸別農家は非常に少ない。大区画
の圃場整備が進んでおり、一集落一農場方式の
ぐるみ型集落営農を法人化している。「中国山
地型」は、兼業機会に恵まれた一部の都市近郊
地域と過疎化・高齢化に悩む中山間地域からな
る。専業の大規模農家はほとんどいない。集落
営農は、集落の農地を維持し、なんとかそのム
ラに住み続けることを目的に活動する。「東北型」
は、集落の水田面積が大きくまた稲作収入への
依存度が高い。戸別規模拡大志向農家が担い手
型法人（オペレーター組織）を設立して集落の
農地を集積するタイプである（楠本，2006：
16-18）。
- 10) 2005年3月、兵庫県立農業改良普及センター
調べ。
- 11) これらの調査は、神戸学院大学学術フロン
ティア推進事業「阪神・淡路大震災後の地域社
会との共生をめざした大学の新しい役割に関す
る実践的研究」の助成を受けて実施された。調
査対象地は兵庫県三木市口吉川町殿畑地区と同
町大島地区、調査期間は、殿畑地区が2007年8
月10～12日、大島地区は2008年8月8～10日
であった。調査結果の詳細は、春日・竹安（2008）
および春日・竹安（2009）を参照されたい。
- 12) 「国からの補助金の需給や税金のことを考え
ると、殿畑営農組合を現在の任意組合から法人
組織に変更したほうが経済的に有利だとすると、
どうすればよいとお考えですか。」との質問に
対して、「有利であれば法人化したい」40.6%、
「補助金や税金に関係なく、法人化したい」3.1%、

「補助金や税金面が有利であっても、法人化し
たくない」12.5%、「法人化には疑問」6.3%、
「わからない」31.3%、「その他」6.3%という
結果であった（春日・竹安，2008：33）。

〔参考文献〕

- 安藤光義，2005「集落営農をどのように評価する
か」調査と情報，2005.3
- 石原健二，2008『農業政策の終焉と地方自治体の
役割』農山漁村文化協会
- 金沢夏樹，2004「農業の地域性希薄化の中の地域
営農」，金沢夏樹・高橋正郎・稲本志良編『地域
営農の展開とマネジメント』農林統計協会
- 神山安雄，2009「『農政改革』下の農業・農村」
農林統計協会
- 楠本雅弘，2006『地域の多様な条件を生かす集落
営農』農山漁村文化協会
- ，2010『進化する集落営農』農山漁村文
化協会
- 小池恒夫，2008「『新基本法農政』の枠組みとそ
の展開過程」，藤谷築次編『日本農業と農政の
新しい展開方向』昭和堂
- 小林恒夫，2005『営農集団の展開と構造』九州大
学出版会
- 高橋正郎，1987『食料農業問題全集4 地域農業
の組織革新』農山漁村文化協会
- ，2004「日本農業の展開過程に見る「組
織革新」の歴史」，金沢夏樹・高橋正郎・稲本
志良編『地域営農の展開とマネジメント』農林
統計協会
- 竹安栄子，2009「北播磨地区山田錦生産地の農業
構造の変遷と現況——農林業センサス結果の分
析より——」，文部科学省学術フロンティア報
告書第36号『地場産業の活性化と地域社会』
- ，2010「山田錦生産地における農業経営
と地域社会の活性化」文部科学省学術フロン
ティア報告書第36号『地場産業の活性化と地域
社会』

田代洋一, 2006 a 『地域の多様な条件を生かす集落営農』農山漁村文化協会

———, 2006 b 『集落営農と農業生産法人——農の協同を紡ぐ——』筑波書房

葛谷栄一, 2006 『集落営農の実態と兼業農家の位置づけ』『農林金融』, 2006. 12

暉峻衆三編, 2003 『日本の農業150年』有斐閣

原 杖・吉田省三, 2006 『東条の山田錦』兵庫県加東郡東条町

藤谷築次, 2008 「担い手政策の新しい展開とその特性および問題点」, 藤谷築次編『日本農業と農政の新しい展開方向』昭和堂

森本秀樹, 2004 『ここがポイント! 集落営農』小野高速印刷

〔参考資料・報告書〕

春日雅司・竹安栄子他, 2008 『阪神・淡路大震災後の地域社会との共生をめざした大学の新しい役割に関する実践的研究報告書第32号地場産業の活性化と地域社会——殿畑営農組合調査を中心に——』

春日雅司・竹安栄子他, 2009 『阪神・淡路大震災後の地域社会との共生をめざした大学の新しい役割に関する実践的研究報告書第36号地場産業の活性化と地域社会——大島地区酒米農家調査を中心に——』

殿畑営農組合, 1996 「設立趣意書」

殿畑営農組合, 2007, 2006年度殿畑営農組合資料農林水産省「食料・農業・農村基本法」

農林水産省統計部

『平成17年度集落営農実態調査報告書』

『平成18年度集落営農実態調査報告書』

『平成19年度集落営農実態調査報告書』

『平成20年度集落営農実態調査報告書』

『平成21年度集落営農実態調査報告書』

農林水産省, 2008 『平成21年版 食料・農業・農村白書』

兵庫県, 2006 『ひょうごみどり白書』

———, 2009 「地域産業資源活用事業の促進に関する基本的な構想」

〔参考URL〕

農林水産省経営局経営政策課, 2010 「認定農業者, 特定農業法人, 特定農業団体の認定状況 (平成22年3月末現在)」

http://www.maff.go.jp/j/ninaite/n_nintei/zyokyo/other/h2203_kouhyou.xls

農林水産省「平成20年産米の検査結果 (平成21年10月末日現在)」

http://www.maff.go.jp/j/soushoku/syoryu/kensa/kome/pdf/20kome_2110.pdf

〔謝辞〕

本稿で取り上げた殿畑地区と大島地区における調査は、神戸学院大学学術フロンティア推進事業「阪神・淡路大震災後の地域社会との共生をめざした大学の新しい役割に関する実践的研究」の助成を受けて実施された。調査にあたって全面的にご協力いただいた殿畑営農組合の皆さまと大島地区の皆さまに心からお礼申し上げる。

Revitalization of Rural Communities and Community-based Farm Cooperatives

TAKEYASU Hideko

〈Summary〉

Japan is facing urgent need for sustainable agriculture, as the decreasing number and aging of farmers have been becoming more serious. In New Agriculture Policy, community-based farm cooperatives have been promoted throughout Japan as a measure to maintain and manage farmlands in stead of family farming. This paper aims at examining the implication of community-based farm cooperatives, particularly in regions where the most of farm households are small-sized and part-time ones. Firstly, the types of community-based farm cooperatives are certificated on the base of agriculture census. The cases of paddy villages, "Mura", in Hyogo prefecture are analyzed by using the types of community-based farm cooperatives.

Key words : community-based farm cooperatives, sustainable agriculture, agricultural policy, small-sized and part-time farmer